

確定拠出年金を

活用して

社長と会社

にお金を残す方法



掛金
非課税

運用益
非課税

役員1名
加入可能

- ・企業型確定拠出年金(選択制)は、**さまざまな税制優遇**を受けながら、自身が老後の資金を確保するため、自分の給与の中から掛金を積立てる年金制度です。
- ・確定拠出年金は、原則、60歳未満で厚生年金の被保険者であれば加入できます。従って一般的な企業年金と異なり、役員の方でも厚生年金の被保険者であれば加入可能。さらに1名からでも導入可能なため、役員1名のみの法人でも利用できる制度です。



講師紹介

社会保険労務士法人とうかい マネージャー 石黒充顕

企業年金の専門家。ファイナンシャルプランナー、DCプランナーなど様々な資格を持ち、多角的に役員の資産形成をサポート・提案している。コンサルティング実績は200社以上であり、ライフプランや企業の経営状況から個別の提案を行っている。2021年より株式会社日本企業型確定拠出年金センター所長を兼務している。

【セミナー概要】

2022年1月7日(金) 16:00~17:00

2022年2月7日(月) 16:00~17:00

2022年3月3日(木) 16:00~17:00

ZOOM使用:WEBセミナー 参加費:無料 定員:5社

※セミナー後、後日個別相談付き

※企業型確定拠出年金の運用説明ではありません。導入済み企業はご遠慮ください



お申込み

SMC税理士法人・社会保険労務士法人とうかい共催セミナー